情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第 94 回）議事録

１　日時　令和８年 10 月９日（金）10:30～10:54

２　場所　Web 会議による開催

３　出席者

（１）委員（敬称略）

岡田　羊祐（部会長）、大橋　弘（部会長代理）、浅川　秀之、
荒牧　知子、江﨑　浩、高橋　利枝（以上６名）

（２）総務省

＜総合通信基盤局＞

荻原　直彦（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

吉田　宏平（電気通信事業部長）
平松　寛代（基盤整備促進課長）
本村　優希（基盤整備促進課課長補佐）
廣瀬　謙　（基盤整備促進課課長補佐）

（３）事務局

金子　創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

４　議　題

答申案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和７年７月４日付け諮問第1242号】

開　　会

○岡田部会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申案件１件です。

答申案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和７年７月４日付け諮問第1242号】

○岡田部会長　　令和７年７月４日付け諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について審議いたします。

本日は、ユニバーサルサービス政策委員会の大谷主査が御欠席のため、委員会事務局から御説明をお願いいたします。

○本村補佐　　事務局です。本日は、大谷主査及び高橋主査代理が御欠席となっておりますので、代わりに事務局から御報告を申し上げます。

諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」三次答申（案）に寄せられた御意見とそれらに対する考え方につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会における検討結果を御報告いたします。

まず、この三次答申（案）ですけれども、資料94-１-３の概要資料にありますとおり、左上１ポツの新たなサービス、いわゆるモバ固、ワイ固ですとか、右上２ポツの新たな制度、すなわち最終保障提供責務のほか、下半分の３ポツの交付金制度を中心に御議論をいただいたものです。

その上で、本年の７月21日の部会での御審議を踏まえまして、７月22日から８月25日までの間、本答申に対する意見募集が行われました。その結果、法人・団体から９件、個人の方から２件、匿名の方から５件、計16件の御意見がありました。

これらの御意見につきまして、９月16日にユニバーサルサービス政策委員会及びユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を開催いたしまして、考え方を整理いたしました。その結果につきましては、資料94-１-１にお示しをしております。

寄せられた御意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス政策委員会といたしましては、本答申（案）の内容に特に変更を加えるべき点はなく、原案のままで適当であるとの結論に至っております。なお、用語の統一など、形式的な字句修正は施しております。

具体的な御意見の内容になりますけれども、２ページ目に参りまして、ここからが内容となっています。御意見の件数としては、先ほど申しました16件となりますけれども、項目ごとに細分化して整理しましたところ、全体としては65項目になっています。非常に多岐にわたる内容となっておりますので、傾向やポイントとなる部分などを中心に御説明できればと思います。

この第２章は、いわゆるモバ固、ワイ固の関係です。意見１から４がモバ固の関係です。

意見１は、NTT東西から賛同をいただいております。

意見２は、個人の方から、真ん中の辺りですけれども、利用者が従来のメタル固定電話と同等の緊急通報性能があると誤認した場合に、緊急時の安全上の不利益につながるおそれがあるとの問題意識をいただいております。その上で、契約時の説明などにおいて、分かりやすく周知することをガイドラインなどで義務づけるべきとの御意見ですとか、あとは、その下の位置情報の具体的な時期を示すべきとの御意見をいただいております。

こちらは、右側ですけれども、１つ目の丸で議論の前提をお示ししつつ、２つ目の丸で、現行のガイドラインで、品質の違いなどの周知方法などが既に認可の審査事項とされていることをお示ししております。具体的な時期の部分につきましては、ページをまたいだところで、今後の参考としています。

続きまして、意見３はKDDIから、方向性は御賛同いただいておりまして、その上で、NTT東西において、無線方式への過度な依存が生じないように検証を行うことが必要との御意見をいただいております。

こちらは、右側ですけれども、固定電話サービス移行円滑化委員会におきまして、定期的な報告を求めることをお示ししております。

また、御意見の後半では、緊急通報の機能の実装は、システム開発などに大きな影響を及ぼす可能性があることから、あらかじめ関係事業者の意見を十分に聴取するなど、慎重に議論を進めることが必要との御意見をいただいております。意見４でも、ソフトバンクから、十分な検証をとの御意見をいただいております。こうした点は、今後の参

考とさせていただくこととしております。

意見５からが、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型の関係です。この意見５がNTTドコモからでありまして、サービス品質ですとか対象区域など多岐にわたる事項について、制度検討が必要ということであります。それを踏まえて、御意見の最後の行ですけれども、令和９年度からの開始を必ずしも前提とせず、事業者による運用準備が整った段階で開始することを要望とする御意見をいただいております。

こうした御意見を踏まえまして、右側の１つ目の丸ですけれども、時期の考え方を改めてお示ししつつ、２つ目の丸のほうで、関係事業者等からの意見も考慮しつつ丁寧に検討というふうにしています。

意見６のKDDIも、方向性は御賛同としつつ、政府の令和10年度の導入を前提というところを、それを前提としないようにとの御意見でして、先ほどの時期の考え方と同様です。

意見７のソフトバンクも、システムや運用業務の複雑化を意識された御意見でありまして、続けて、意見８のNTT東西は、できるだけ早期にとしつつも、後半では、役務提供確認の兼ね合いで、事業者間での検討に時間を要することも考慮という御意見です。

意見９のオプテージからは、品質担保の在り方など、複雑多岐にわたる検討が必要との問題意識でありまして、これらは、右側では丁寧な議論を進めることが適当としています。

続きまして、第３章、こちらが、最終保障提供責務の関係です。

意見10は個人の方から、真ん中の（１）の辺りですけれども、ウェブ受付だけではなく電話及び紙面による受付窓口の設置を必須とすべきとの御意見をいただいておりまして、こちらは本答申（案）で言及のある箇所を改めてお示しをしています。

また、提供の求めに関する標準的な申請様式のような、運用方法のアイデアを（２）などでいただいておりまして、こちらは、運用の参考としつつ検討としております。

意見11がKDDIからでして、方向性は御賛同いただきつつ、交付金の対象範囲に関する御意見をいただいておりまして、参考としております。

意見12がオプテージからでして、方向性は御賛同いただきつつ、真ん中の辺りではPDCA的な御意見をいただいておりまして、そちらは継続的に検討することが適当としております。また、御意見の後半では、運用方法のアイデアをいただいているところです。

意見13がNTT東西からで、上段では、運用体制を整理していくとの意気込みをいただ

いております。中段では、事業者間連携ツールの位置づけの御意見をいただいておりまして、こちらは答申（案）の該当箇所をお示ししております。

御意見の下段のところでは、事業者間での解決が困難な場合において、総務省による指導を御要望されるとともに、そうした場合に、最終保障提供責務の履行要否の判断は保留せざるを得ないといった問題意識をいただいております。

この点は、委員会での議論等を踏まえますと、右側の３つ目の丸になりますけれども、必要に応じて、総務大臣が電気通信事業法に基づく一般監督権限に基づきまして、報告徴求等の対応を行うことが適当ということになりますし、その上で、最終保障電気通信事業者においては、当該報告徴求などを踏まえながら、利用者への通知を含めて、適切に役務提供確認などの対応を行うということになります。その上で、最終保障電気通信事業者においても、利用者に対して進捗の説明などを随時行うことが、利用者保護の観点からは望ましいということも付記をしているところです。

続きまして、意見14がソフトバンクからの御意見になります。こちらも、周知ですとかPDCAに関する御意見です。

意見15がKDDIからで、前半で方向性の御賛同をいただきつつ、後半で運用方法のアイデアをお示しいただくものとなっています。なお、意見の中にある一括という意味合いについては、様々な捉え方、解釈があるかと思いますので、右側のほうでは、３つ目の丸のところで、念のため、個々の地元住民の求めの内容に応じて対応することが前提という点を改めて付記をしています。

意見16がNTT東西からで、今しがたの意見と対応するようなものでして、こちらは個々の地元住民の間で直接やり取りを行う必要があるとの御意見でして、こちらは御意見のとおりとしております。

続きまして、意見17がオプテージからでして、役務提供中に、その提供終了できる正当な理由の概念の解釈に関する御意見になります。こちらでは、事前に場所ごとの調査などを行って、場所ごとの提供可否を判断しているということでして、そうした事前調査や判断というものも正当な理由として扱うことが適当とすべきとの御意見です。

こちらは、右側の丸の２つ目ですけれども、やはりこの最終保障提供責務というのが、離島や山間部などの条件不利地域で個別に生じることが想定されるところでありまして、多様なケースが生じることが想定されることから、個別に判断としています。

意見18は、NTT東西からPDCA的な御意見になります。

意見19もNTT東西からでして、前半では、特にやむを得ない理由の話でありまして、こちらがすべからく正当な理由に該当するものと整理すべきとの御意見です。

基本的には該当し得るとしつつも、やはり実際が異なる別の概念ではありますので、個別具体的に判断というふうしております。あとは御意見の後半はPDCA的な御意見になります。

この後、幾つかPDCA的な御意見などが続きますが、補足が必要なものといたしましては、意見26、オプテージからの御意見でして、こちらは協定等の細目の考え方に関する御意見になります。前半は御賛同としつつ、後半のほうで、いわゆる総務大臣による裁定の手続が、金額の多寡のみで安易に発動しないようにという趣旨の御意見になります。

この点、そもそも裁定の手続というのは、当事者間の協議が調わないときに発動するものでありますので、右側の３つ目の丸ですけれども、当然ながら、金額の多寡だけではなく、固有の事情や実態を踏まえた話合いが十分に行われることを基本とするものと考えられますので、こちらをお示ししております。

続きまして第４章、こちらは交付金の関係です。

意見27はNTT東西からで、総論の御賛同の御意見となっております。

意見28が個人の方からでして、国民負担ですとか、ユニバーサルサービス料の影響についての御意見となっております。

右側ですけれども、本答申（案）では、料金や金額の規模に関しまして、23ページで基本的な考え方をお示ししておりまして、総務省においては、実際のユニバーサルサービス料の推移などを注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきとしております。

なお、こうした金額の規模感に関する御意見は、この章、交付金ということで、お金の制度ということでもありますので、この後も事業者の皆様からも複数いただいているものです。こうした御意見につきましては、答申（案）のこの部分に立ち返るものとしております。

例えば、次の意見29のKDDIですとか、意見30のケーブルテレビ連盟など、総論は賛同をいただきつつ、金額の規模感の御意見をいただいているところです。

そうしたものが幾つかありまして、意見35がNTT東西からでして、この意見の最後のほうにありますように、いわゆる2σの措置の撤廃ですとか、4.9%の措置の見直しについて、方向性としては賛同をいただいております。

意見36がNTT東西からで、LRICを見直して実際費用方式にすべきとの御意見ですけれども、こちらは答申（案）のとおり、現在でもLRICに一定の合理性があることをお示ししております。

その後も、金額の規模感ですとか、御賛同といった御意見が続きまして、補足としては、意見44、KDDIからの御意見でありまして、前半は御賛同、ページ区切りの少し前の辺りですけれども、地域事業者のみならず、全国事業者に対しても補填を行うということを慎重にとの御意見です。

こちらにつきましては、右側ですけれども、まず、今後の制度では、第二種適格電気通信事業者の判断により、担当支援区域の指定の解除申請が可能ということになりますので、仮に御意見の発想を踏まえて、例えば前年度の日本全国における全体の収支が赤字のものに限るとしてしまいますと、区域の指定の解除申請が行われるというところであります。このように、広域の事業者かどうかで差異を設けるということは適当ではないとしています。

続きまして、意見45がNTT東西からで、前半は御賛同としつつ、後半では、交付金の対象として、公設設備の譲受け時ですとか、民設の海底ケーブルも対象としてほしいとの御意見でありまして、こちらは今後の参考としております。

その後、金額の規模感ですとか、PDCAですとか、あとは手続の効率化や負担軽減といった御意見が続いております。

意見51が、NTT東西から制度解釈的な御意見でありまして、設備の故障や料金未納などによりまして、役務提供の中断・停止を行っている間についても補填の対象とすべきとの御意見でして、こちらは右側ですけれども、答申（案）のとおり、責務としての役務が継続していたならば、通常補填される範囲内で、一定期間継続して第二種交付金の算定対象とすることが適当としておりますので、事情を勘案しながらではありますが、対象とすることが適当としております。

その後は、おおむねPDCAの関係ですとか、賛同の御意見をいただいておりますが、意見54のKDDIから、こちらは前半で方向性は賛同いただきつつ、後半で、交付金額が過大とならないように、例えば一定期間経過後に実績を踏まえて精算する仕組みというのを御提案いただいております。

こちらは、右側ですけれども、やはり、現行制度以上に細分化した単位で設備量などの把握ですとか、按分の計算などが必要となるなど、事業者の手続上の負担が大きくな

りまして、複数の電気通信事業者が最終保障提供責務を含めたブロードバンド環境整備の担い手として手を挙げやすくするという目的の妨げとなるおそれがあるということから、慎重に考えるべきものであります。その上で、答申（案）でも言及されているように、サンプリング調査などが適当としております。

その後ろは、手続論ですとか、PDCAの御意見をいただいております。

続きまして、第５章のおわりにですけれども、意見57として、楽天モバイルから、制度の持続性ですとか、交付金の対象範囲に関する御意見をいただいております。

それ以降では、特定の章にはひもづかないその他の意見となっております。三次答申（案）に関係する部分につきましては、それぞれの考え方をお示ししておりますが、時間との兼ね合いでこの場での個々の紹介は割愛をさせていただきます。

主な御意見はこのような内容でして、事務局からの御報告は以上です。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

先ほど、定足数の確認を失念しておりまして、委員会開始当初から委員８名中６名が出席しており、定足数を満たしておることを申し添えます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問等がありましたら、チャット機能にてお申し出ください。

御意見はありませんでしょうか。私が確認する範囲では、今、お手は挙がっていないようですが、よろしいですかね。

それでは、現在は定足数を満たしておりますね。それでは、ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料94-１-１の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料94-１-２の三次答申（案）について、資料94-１-４の答申書（案）のとおり三次答申とすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

（異議の申出なし）

○岡田部会長　　ありがとうございます。

それでは、御異議ないようですので、意見募集結果について了承するとともに、資料94-１-４の答申書（案）のとおり三次答申とすることといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省様から今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。

○荻原総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長の荻原です。

岡田部会長をはじめとしまして、委員の皆様におかれましては、本日、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務の制度の在り方」につきまして、三次答申をいただきまして誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

昨年７月に諮問させていただいて以降、現行の電話ブロードバンドのユニバーサルサービス制度のみならず、最終保障提供責務の導入等に伴います新たなユニバーサルサービス制度の運用に関しまして、大変精力的に御議論いただきました。

総務省といたしましては、本日いただいた三次答申に基づきまして、必要な制度整備や周知に取り組みまして、来年の新たなユニバーサルサービス制度の運用に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

本日はどうもありがとうございます。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

閉　　会

○岡田部会長　　それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局から何かありますでしょうか。

○金子総合通信管理室長　　特にありません。

○岡田部会長　　ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。